

バイオプラスチック投資奨励 BOI 告示

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

BOI 事務局告示

● バイオ・プラスチック工業の振興についての投資奨励委員会事務局の告示・第ポー6 / 2558号

タイ国がバイオ・プラスチック工業の中心になるために、仏暦2520年投資奨励法令の第11条、第18条、及び第30条の内容に基づく権限により、投資奨励委員会事務局は投資奨励委員会の承認のもとに、仏暦2558年5月29日に、バイオ・プラスチック及びバイオ・ケミカル工業における投資奨励取得者は、3年間、または国内に生産者がいるようになるまで、国内販売目的に輸入し、製造するための原料または必需品について通常の税率の90%に輸入関税を引き下げる特典を受ける。このとき1回につき1年許可するが、その原料または必需品は輸入品と近い品質かつ種類を有するところの、調達使用するに十分な量、国内で製造または産出されるものであってはならない。

仏暦2558年（西暦2015年）6月25日告示

（おわり）